

令和5年10月25日

第179回 遠野市農業委員会総会議事録

第179回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年10月12日
告示番号 遠野市農業委員会告示第17号
会議年月日 令和5年10月25日
会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室

出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、8番 菊池久康、9番 菊池靖、
10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 菊池陽佑、13番 佐々木泰文、
15番 多田登、17番 河内克倫、18番 佐々木義弘、19番 千葉勝義

欠席委員 7番 綱木秀治、14番 奥寺晴夫、16番 小向幸子

会議に出席した職員 事務局長 菊池正浩

事務局次長兼
農業振興係長 菊池達紀

農地係長 多田由香子

本日の案件 第179回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第42号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する
可否決定について
議案第43号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否
決定について
議案第44号 農用地利用集積計画の決定について
議案第45号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい
て
議案第46号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

開会時刻 午後1時30分

議	長	<p>ご苦労様でございます。それでは、ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。皆様ご起立願います。先唱を18番、佐々木義弘委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>ご着席願います。</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は16名であります。定足数に達しましたので、第179回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、7番、綱木秀治委員、14番、奥寺晴夫委員、16番、小向幸子委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p>【会長報告】 続きまして、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。経過報告書をご覧くださいと思います。 10月1日、遠野市市制施行18周年記念功労者表彰式に出席してございます。 以上です。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 続きまして、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	長	<p>経過報告書により説明をいたします。出席者、開催場所については記載のとおりです。 10月10日、農地法等申請締切日になっておりました。 10月10日、第14回遠野市農林水産振興大会地区協議会が開催されています。 10月13日、第4回女性農業委員・農地利用最適化推進委員業務検討会を行っています。 10月16日、農地転用等現地確認調査を行っています。 10月18日、遊休農地解消活動として、エゴマ刈り取り作業を行っています。 10月20日、第7回運営委員会を開催しております。 10月25日、本日ですが、第179回遠野市農業委員会総会、第4回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会が開催されます。検討会後ですが、アグリガイドの収録が予定されております。内容については農地相談会の内容となります。 10月26日以降の主な行事予定は、記載のとおりですので説明を省略いたします。 以上です。</p>
議	長	<p>【報告事項】 次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局からその内容の説明をお願いします。</p>
事務局	長	<p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について。1ページから2ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。件数は9件です。 内容は、備考欄記載のとおり権利者死亡により取得者が相続したものです。子の相続は番号1番、2番、3番、5番、7番、8番となります。子の妻の相続は番号4番。孫の相続は番号6番、9番となっております。 今後についてですが、番号1番、番号2番は自己管理となっております。番号3番は番号2番の妹で、兄が管理をしております。番号4番は自己管理。番号5番は貸付。番号6番は自己管理でございます。番号7番については、親戚による保全管理も行われておりますが、現況が宅地等でありまして、適用外手続きの方を進めております。</p>

	<p>番号8番は一部自己管理、一部山林化が見られることから、パトロールリストの方に登録をいたしました。番号9番も荒地化していることから、パトロールリストに登録しております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局からの報告に質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事 務 局 長	<p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。3ページをご覧ください。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨、下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は2件です。</p> <p>番号1番、賃借人の体力の衰えにより、賃貸人は賃借人の申出により、合意のもと解約するものです。</p> <p>番号2番、賃貸人が売買をするため、賃貸人は賃貸人の申出により、合意のもと解約するものです。議案第45号番号2番と関連するもので、後ほど審議いただきます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局からの報告に質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>それでは、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。</p> <p>発言しようとするときは挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号と氏名を宣言のうえ発言を願います。なお、発言の際は、個人情報保護の観点から個人の特定につながる氏名、住所等の発言をしないようにお願いします。</p> <p>また、自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件に該当する委員は、その議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。</p> <p>最後に、携帯電話につきましては、会議中は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に1番、田中ナオ子委員、2番、菅田ツヤ子委員、会議書記には事務局、菊池達紀次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局から願います。</p>
農 地 係 長	<p>4ページ、5ページになります。第179回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計2件、7,888㎡。</p> <p>利用集積、今月計3件、12,101㎡。</p> <p>法第4条、申請ありません。</p> <p>法第5条、今月計4件、6,507㎡。</p> <p>適用外、今月計2件、99㎡。</p>

	<p>法第18条第6項、今月計2件、8,513㎡。 以上であります。</p> <p>【日程第2】</p>
議 長	<p>日程第2、議案第42号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について、上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局から説明を願います。</p>
農 地 係 長	<p>6ページです。議案第42号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、借受人は、新規就農のため要請し借り受けるものです。貸出人は、相手方の要請により貸し付けるものです。借受人は、アスパラのハウス栽培を行うということです。</p> <p>以上1件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、よろしくお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区担当推進委員の菊池雄太です。16日午前、農業委員1名、推進委員2名、事務局2名で現地確認をしてみました。場所は、●●の●●●●さん宅の目の前の畑になっています。調査結果としては、確認した結果、受ける人は耕作した上で特に問題は見つからなかったもので、許可として判断してみました。以上です。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第42号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【日程第3】</p>
議 長	<p>日程第3、議案第43号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、上程いたします。事務局から説明を願います。</p>
農 地 係 長	<p>7ページです。議案第43号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、譲受人は、新規就農のため要請し譲り受けるものです。譲渡人は、譲受人の要請により譲り渡すものです。譲受人は、自給的農業を行うものです。</p> <p>以上1件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、よろしくお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●の昆です。今月16日に、事務局2名、農業委員2名、推進委員2名で現地確認</p>

		<p>を行いました。報告します。この場所は、現在●●●の●●●より遠野よりに1分くらい離れた場所でございます。内容は、売り手、買い手納得のうえ、問題はありませんでした。以上です。</p>
議	長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第43号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第4】 日程第4、議案第44号、農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局次長		<p>8ページです。議案第44号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂に基づき改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は3件で、新規が1件、更新が2件です。</p> <p>番号1番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号2番、3番、更新です。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>これより質疑に入ります。番号2番、3番について、質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>番号2番、3番を除く1件について、質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p>

		(休憩)
議	長	<p>会議を再開いたします。 お諮りいたします。議案第44号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり「可」と決しました。 暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p>
議	長	<p>【日程第5】 日程第5、議案第45号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。事務局から説明を願います。</p>
農地係	長	<p>9ページです。議案第45号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、戸建て住宅の建築を目的とする転用です。申請人は、東京都に本社を置く不動産業を営む法人であります。県内外から遠野市への移住を促進し安心して長く暮らせる住まいを提供するため、申請地を購入し戸建て住宅を建築しようとするものです。申請地は、市街地に近い住宅地の中にあり生活の利便が良いことから、適地として選定したものです。申請地は、保全管理されている田で、市街地に近接した小団地の農地であり第2種農地であります。既存集落に接続して設置されるものであり集落接続に該当することから、許可できるものと判断しました。事業費につきましては自己資金により実施する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号2番、社員駐車場の整備を目的とする転用です。申請人は、市内で製造業を営む法人であります。事業拡大に伴い現在使用している社員駐車場の場所に工場及び倉庫を増設することから、申請地を購入し社員駐車場の整備しようとするものです。申請地は、会社敷地の隣接地であり市道に接し利便が良いことから、適地として選定したものです。申請地は、この秋まで水稲作付されていた田で10ha以上の一団の農地の中にある農地で、第1種農地であります。既存集落に接続して設置されるものであり集落接続に該当することから、許可ができるものと判断いたしました。事業費につきましては自己資金により実施する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号3番、自己住宅の建築を目的とする転用です。申請人は、現在貸家で生活していますが、将来の子育てや親の介護などを視野に入れ安定した生活のため、自己住宅を新築しようとするものです。申請地は、夫の実家の隣接地で夫の父の所有地であることから、適地として選定したものです。申請地は、保全管理されている田で第1種農地であります。第1種農地の不許可の例外である隣接地と同一の事業に供されるもので申請面積が隣接地の総面積の3分の1以下に該当することから、許可ができるものと判断しました。なお、申請地は、令和5年9月6日付けで遠野市長から遠野農業振興地域農用地区域からの除外決定を受けております。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査回答書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号4番、太陽光発電施設の設置を目的とする転用です。申請人は、大阪市に本社を置き太陽光発電事業を主とする再生可能エネルギー事業を営む法人です。法人、個</p>

	たします。事務局から説明を願います。
農地係長	<p>10ページです。議案第46号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、申請地は平成7年に市道に認定されており、道路として利用されています。今回、相続手続きで土地を確認したところ、農地であることが判明したものです。長年道路の状態であり、農地の認識はなかったというものです。</p> <p>番号2番、大正初期より鉄道用地として利用され、現在に至っております。今回、相続手続きで土地を確認したところ、農地であることが判明したものです。JR釜石線の線路であることから、農地の認識はなかったというものです。</p> <p>以上2件につきまして、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。それでは、●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	<p>今月16日、現地確認を行いました。事務局2名、農業委員2名、推進委員2名です。場所ですけれども、●●●のちょっと下の踏切から少し行ったところですが、完全な公衆用道路となっており、何も問題ありません。以上です。</p>
議長	ご苦勞様でした。次に、●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	●●地区推進委員の小向です。今月16日、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で現地確認をしました。場所は、●●●●線の●●●●から遠野寄りに200mくらいのところです。●●●地内に農地があり、適用外となりました。
議長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第46号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	<p>【その他】</p> <p>その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p>
4番委員	はい。
議長	4番、藤田委員。
4番委員	<p>藤田です。スマホに遠野市のLINEを登録しているのですが、農業委員の方はどのくらいやっているのかちょっと分かりません。例えば現地確認が有るか無いかというのを遠野市のLINEを使って流すなど、他の課ではスマホのLINEを通して各課の行事とか新聞とか夏時は熱中症対策とか、そういうのも流しており、農業委員会では流すことはないのかなと思っていつも見ていたりします。</p> <p>それで現地確認が有るか無いかの情報を、LINEを通して流せないものかとも思っていて、いち早くあるかどうか知りたいので私は毎回電話をかけて確認しています。</p>

事務局 長	<p>L I N Eで流してもらえないのかといつも思っているのだけれども、事務局で何か対応を考えられないものですか。</p> <p>D X化って今言われていますけれども、デジタル技術を使って、紙の文書の配布だとか紙の省略とかも含めて、そのL I N Eの活用は確かに検討の余地はあるかと思えます。ただ、現実、使える方と使えない方の差がタブレットの講習を通じても分かっておりまして、タブレットのメール機能を使って皆さんに通知ができれば理想だなということは話しておりました。L I N Eの利用については、私たちから情報発信するのは簡単でいいのですけれども、手続きを皆さんに加入してやっていただかなければならないというのがありますので、そこはもう少し検討させていただければと思います。タブレットも含めてなのですけれども、どうしてもその操作の得手不得手が大きな課題にはなっていると思いますので、できれば藤田委員がおっしゃったとおりの方向で進めていければいいなとは思っています。もう少し検討させていただきたいという事でご理解いただきたいと思えます。</p>
議 長	<p>検討っていうのは前向きな検討。</p>
事務局 長	<p>はい、前向きな方で考えていきたいと思えます。前にも藤田委員からタブレットの有効利用について色々ご助言をいただいておりますので、前向きな方向で行きたいと思えます。L I N Eではなくても、例えばメールで受け取りをできる方に対して発信をするということではできると思えますので。ただL I N Eとなりますと、グループの登録をしていただかなければならないとかありますので、そこは少し検討が必要かなと思えます。メールの活用は前向きに検討させていただきたいと思えます。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>その他、皆さんからは。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>それでは、事務局。</p>
事務局次長	<p>この後、第4回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会がございますので、引き続きよろしく申し上げます。以上です。</p>
議 長	<p>【閉会】</p> <p>それでは以上をもちまして第179回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でした。</p> <p>午後2時15分閉会</p>

署 名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年10月25日

遠 野 市 農 業 委 員 1 番 _____

同 2 番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____